

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第24号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条生活福祉部の款地域福祉課の項第11号中「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に改める。

第14条都市景観部の款景観政策課の項第2号ただし書を削り、同項中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 景観審査会に関する事。

第14条都市景観部の款景観政策課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例による事務の統轄及び同条例による手数料の徴収に関する事。

第14条都市景観部の款市街地景観課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 京都市眺望景観創生条例による事務に関する事。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

(4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による建築物の認定及び許可に関する事。ただし、風致保全課の所管に属するものを除く。

第14条都市景観部の款風致保全課の項第1号を削り、同項第2号中「第4号」を

「第5号」に改め、同項中同号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 京都市眺望景観創生条例による事務に関する事。ただし、風致地区等に係るものに限る。

第14条都市景観部の款風致保全課の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による建築物の認定及び許可に関する事。ただし、風致地区に係るものに限る。

第14条建築指導部の款建築指導課の項第5号中「及び都市景観部」を削り、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)